

I. 調査概況

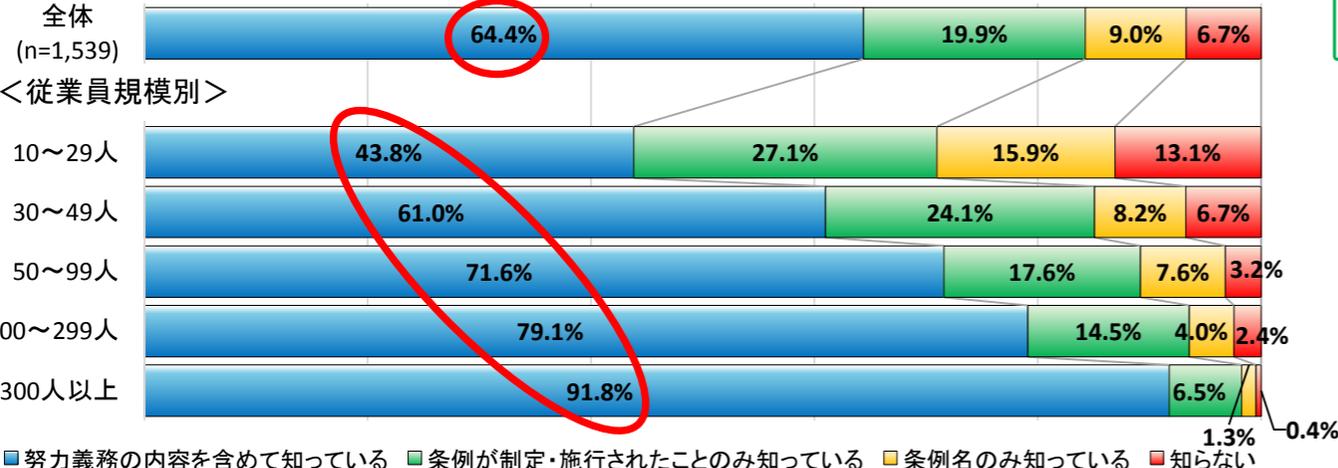
総発送数: 東商会員企業10,000社
回収数: 1,539社
調査期間: 2017年4月11日~4月28日
有効回収率: 15.4%(回収数/発送数)

II. 調査結果のポイント

- ▶ 帰宅困難者対策条例の認知度は64.4%で、過去3回の調査から大きな変動は見られず、6割台を維持している。認知度は、従業員規模が小さくなるほど低下している。
- ▶ 条例の努力義務である「全従業員分の3日分の備蓄」を行っている企業は約半数で、過去の調査と比べて状況は変わらない。また、都が呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」をしている企業は2割に届かない。
- ▶ 従業員に対する安否確認手段は「メール」が約6割、「通話」が約5割。災害時は通信規制や輻輳によりメール・通話が利用できない可能性が高いが、災害時の安否確認に有効な「災害用伝言サービス」や「独自に整備した安否確認システム」はそれぞれ約3割にとどまる。
- ▶ 家族との安否確認手段として、「災害用伝言サービス等、通話以外の手段を確保するよう従業員に周知している」企業は39.0%にとどまり、約6割の企業が有効な手段を周知していない。
- ▶ 首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設としての協力について、外部の帰宅困難者を受け入れる可能性がある企業は7.7%にとどまる。
- ▶ 企業において「自助・共助」の取組みを積極的に推進するリーダーとして活動できる従業員の育成が課題となっているなかで、防災関連の資格を取得している従業員がいる企業は約1割にとどまる。一方で、「今後資格取得を奨励したい」と回答した企業は64.0%にのぼる。
- ▶ 首都直下地震の被害想定認知度は48.9%と約半数。また、荒川右岸低地氾濫の被害想定認知度は30.4%と、首都直下地震の認知度よりも大幅に低下する。
- ▶ 水害に備えて自社で行っている事前対策は「備蓄の確保」と「データや書類等のバックアップ」が多いが、4社に1社は「特に対策はしていない」(23.5%)。
- ▶ BCPの策定率は27.4%で低水準にとどまる。また、従業員規模が小さくなるほど策定率は低下する。BCPを策定していない理由は「ノウハウ・スキルがない」、「人的余裕がない」が約6割と最多。
- ▶ 強化・拡充を望む行政の防災対策は、「インフラの耐震化」(65.9%)に次いで、「帰宅困難者対策」が58.7%、「水害対策」が24.2%。
- ▶ 過去の調査に引き続き、帰宅困難者対策への関心は高いものの、備蓄をはじめ、企業の取り組みは進んでいない実態が明らかとなった。

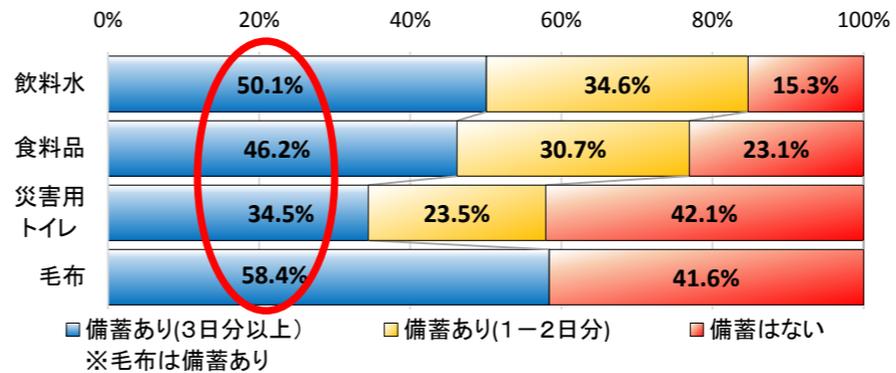
III. 調査結果の概要

1. 帰宅困難者対策条例の認知度



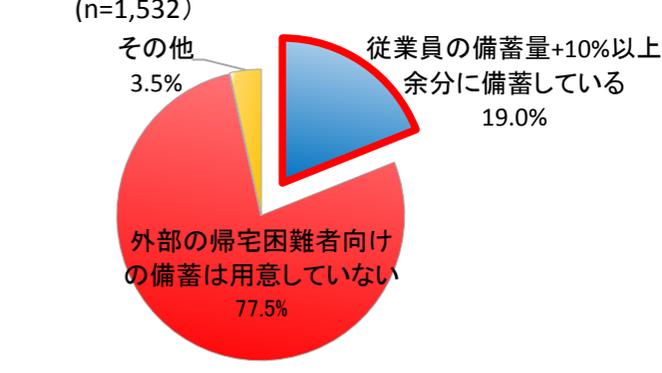
東京都帰宅困難者対策条例の努力義務まで含めた認知度は64.4%。
2013年4月に施行された「帰宅困難者対策条例」の認知度は64.4%で、前年度調査(67.2%)から若干低下したが、過去3回の調査ではいずれも6割台で推移。条例の認知度は、従業員規模が小さくなるほど低下しており、特に中小企業に向けたさらなる周知促進が求められる。なお、東商では同条例の説明会を継続的に開催し、これまでに累計約5,000名が参加しており、今後も条例の周知促進に力を入れていく。

2. 従業員用の備蓄状況 (n=1,539)



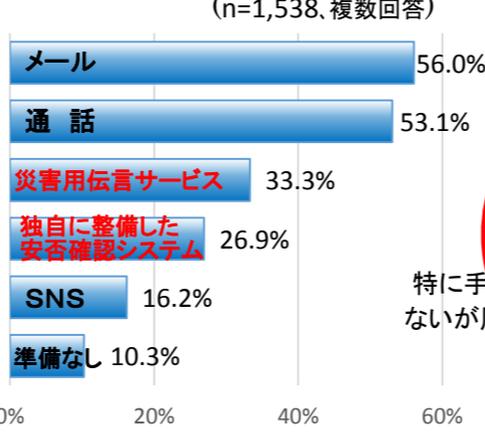
「全従業員の3日以上分の備蓄」がある企業は約半数。
条例の努力義務である「全従業員分の3日以上分の備蓄」は、飲料水で50.1%、食料品で46.2%とほぼ半数にとどまる。また、災害用トイレは34.5%と他品目よりも備蓄割合が低い。

3. 外部の帰宅困難者向けの備蓄状況 (n=1,532)



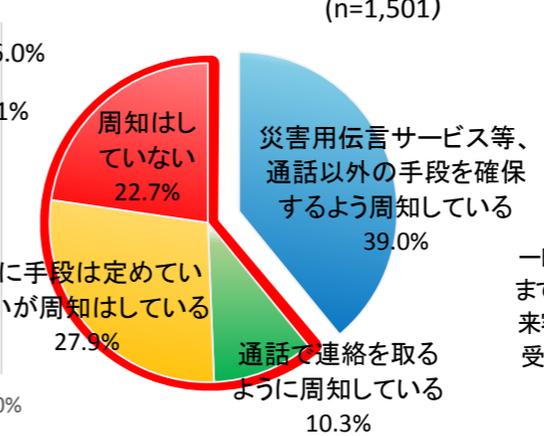
外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は2割に届かない。
条例が呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」は進んでいない。

4. 従業員に対する安否確認の手段 (n=1,538, 複数回答)

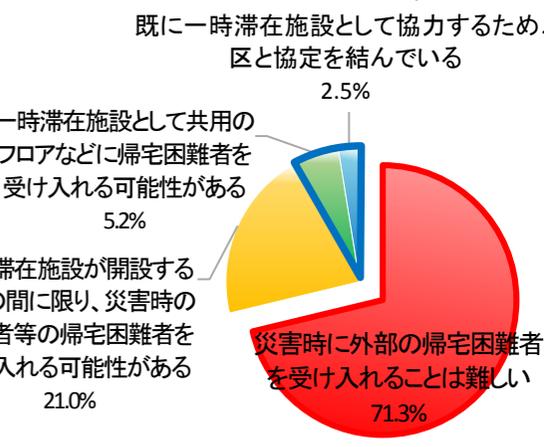


従業員に対する安否確認の手段は「メール」「通話」が過半数。
災害時に有効な「災害用伝言サービス」や「独自に整備した安否確認システム」はそれぞれ約3割。また、約6割の企業が「災害時に有効な家族との安否確認手段」を従業員に周知していない。

5. 従業員に対する家族との安否確認手段の周知状況 (n=1,501)

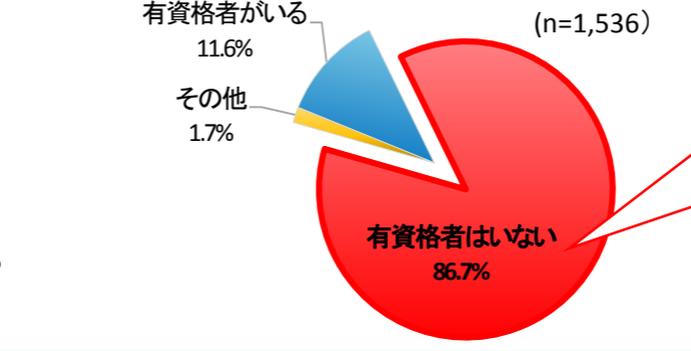


6. 一時滞在施設としての協力に対する考え (n=1,531)



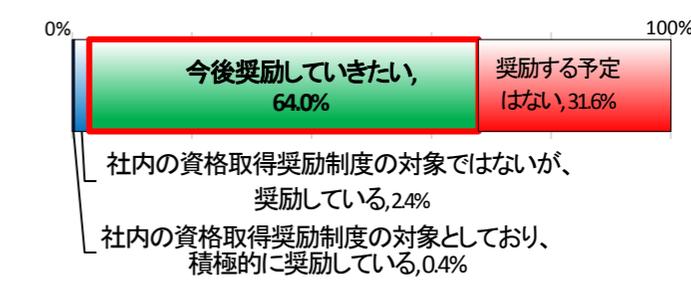
一時滞在施設として「外部の帰宅困難者を受け入れることは難しい」企業が約7割。
一時滞在施設として協力する企業、協力する可能性がある企業の合計は、わずか7.7%にとどまる。

7-1. 災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員の有無 (n=1,536)



「防災関連の資格」を取得した従業員がいる企業は約1割にとどまる。
災害発生時に、企業が自助・共助の取組みを推進するうえで、リーダーとして積極的に活動できる従業員の育成が課題となっている。

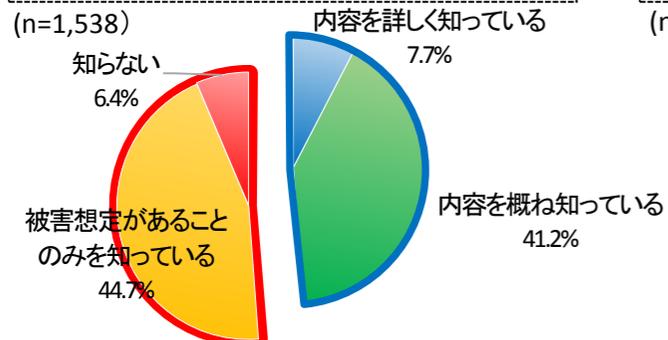
7-2. 防災に関する資格取得の奨励状況 (n=1,326)



有資格者がいない企業のうち、64%が今後防災に関する資格の取得を奨励したいと回答。
東商では、防災に関する資格取得等の普及啓発を通じて防災・減災のリーダーとなる人材の育成を図る。

8-1. 首都直下地震の被害想定への認知度

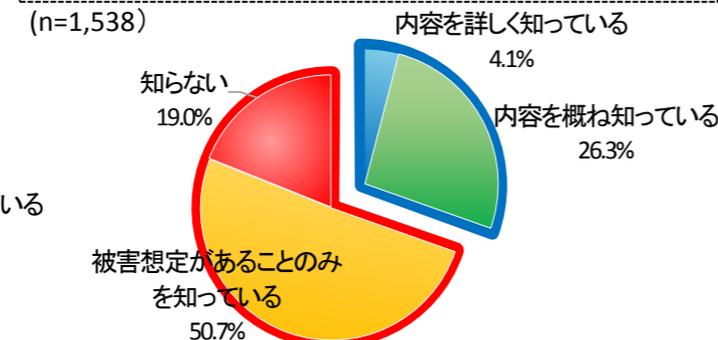
＜首都直下地震の主な被害想定の内容＞
 ・建物被害(全壊・焼失):約61万棟
 ・死者数:約23,000人
 ・ライフラインの被害:電力、ガス、上下水道、通信、交通(鉄道、道路等)
 ・帰宅困難者:約800万人



・首都直下地震の被害想定内容の認知度は、48.9%と約半数。
 ・荒川右岸低地氾濫の被害想定への認知度は30.4%と、首都直下地震の認知度よりも大幅に低下。企業における防災対策を推進するため、大規模災害に関する知識の普及・啓発が求められる。

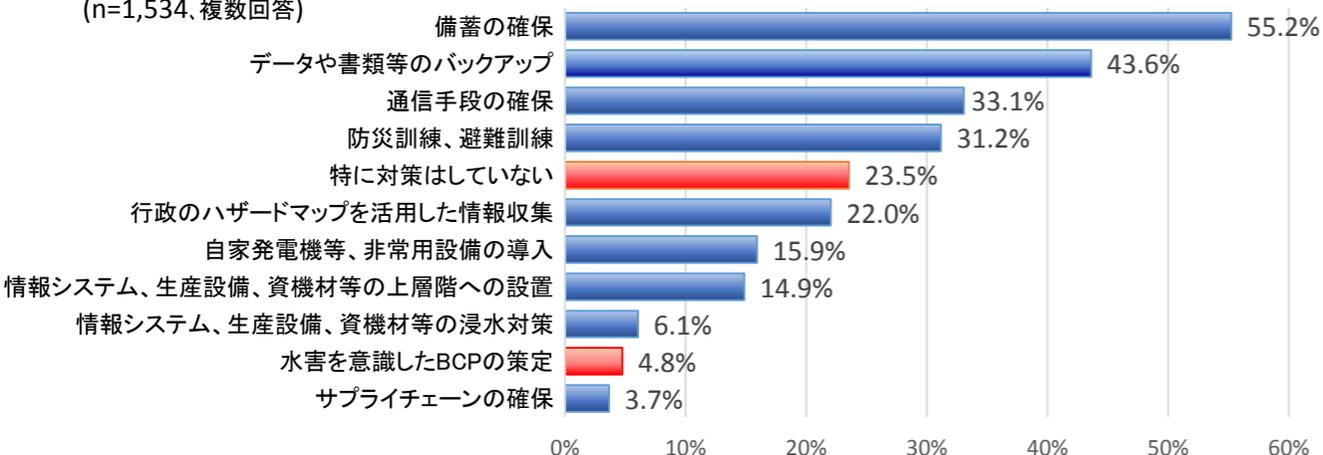
8-2. 荒川右岸低地氾濫の被害想定への認知度

＜荒川右岸低地氾濫の主な被害想定の内容＞
 ・浸水範囲:約110平方キロメートル
 ・浸水区域内人口:約120万人
 ・死者数:約2,000人
 ・ライフラインの被害:電力、ガス、上下水道、通信、交通(鉄道、道路等)
 ・東証一部上場企業大手100社のうち42社の本社が浸水



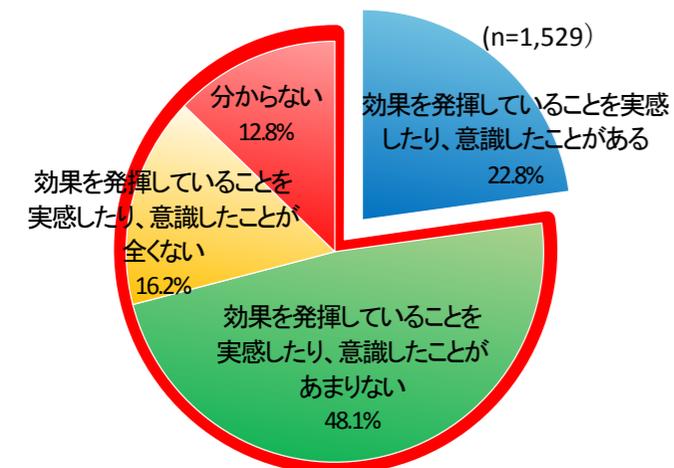
9. 水害に備えた自社の事前対策

(n=1,534, 複数回答)



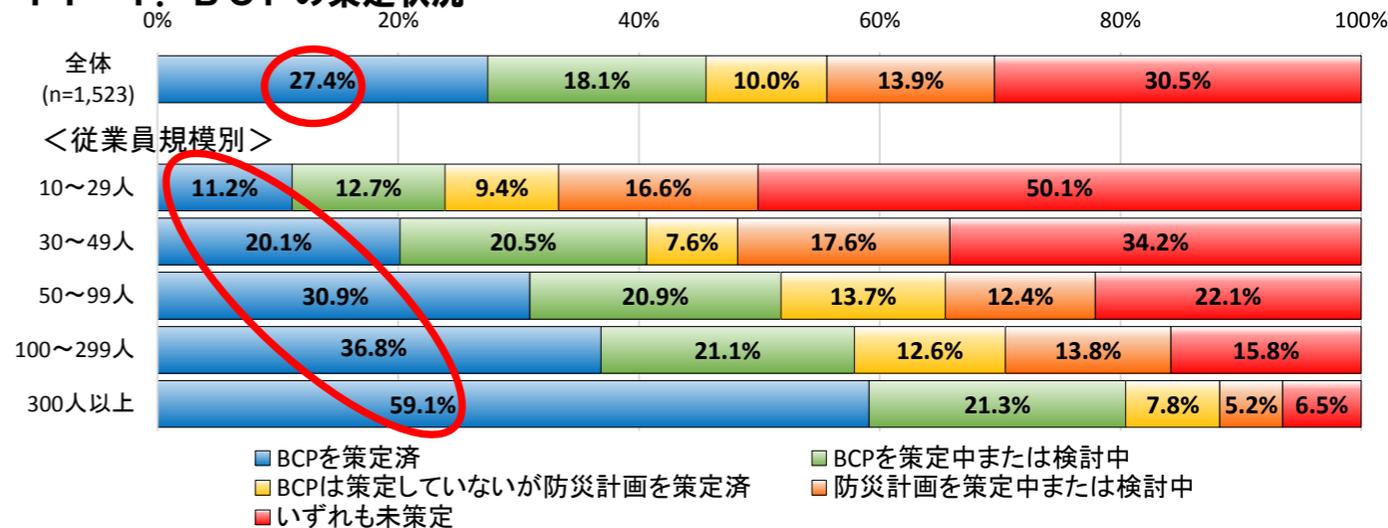
水害に備えて自社が行っている事前対策としては、「備蓄の確保」(55.2%)と「データや書類等のバックアップ」(43.6%)が多いものの、約4社に1社は「特に対策はしていない」(23.5%)ことが明らかとなった。また、「水害を意識したBCP」を策定している企業は4.8%と低水準にとどまる。

10. インフラの防災・減災効果の認知度



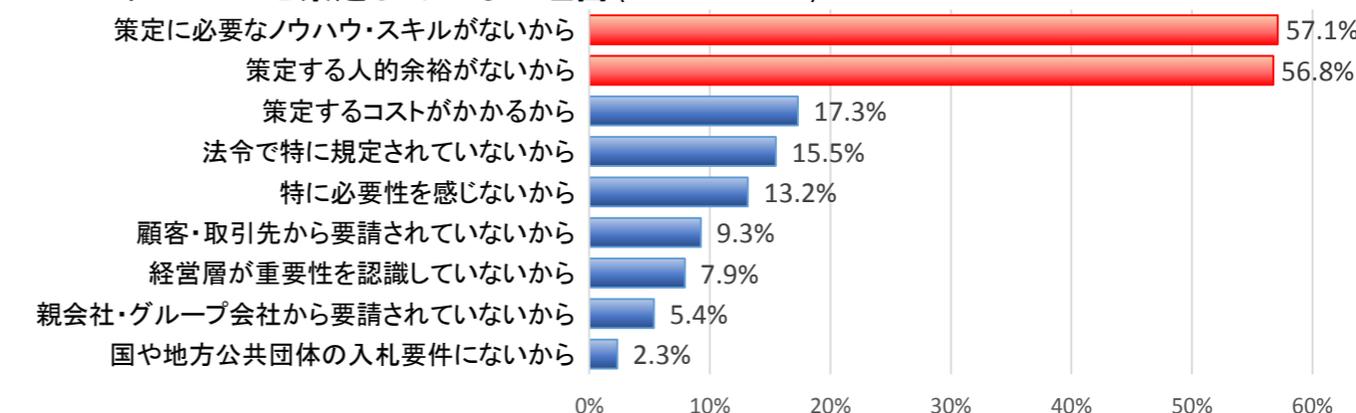
インフラ施設の防災・減災効果は、約8割の会員が実感・意識していない。河川管理施設(ダム、堤防等)や海岸保全施設(防潮堤、水門等)が水害の防止や被害軽減に効果を発揮していることについて、約8割の会員が実感や意識をしていない。社会資本の持つ防災・減災の側面からのストック効果をさらに周知し、企業や地域住民の防災・減災に対する意識向上を図ることが重要である。

11-1. BCPの策定状況



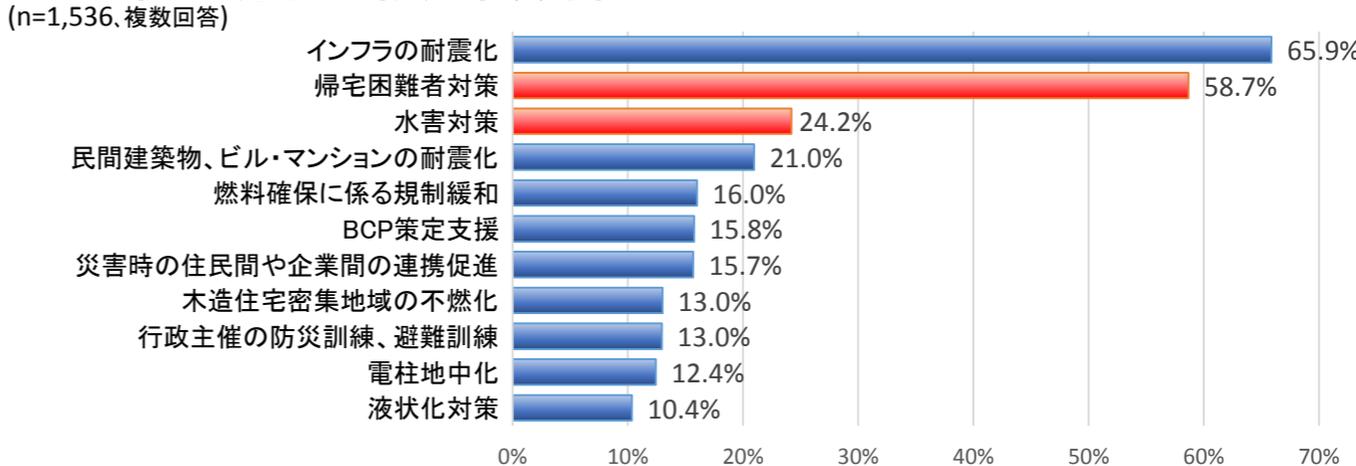
事業継続計画(BCP)を策定済みの企業は27.4%にとどまる。BCPを策定済みの企業は27.4%と、2014年調査の19.1%から上昇したものの、依然低水準にとどまる。また、BCP策定率は従業員規模が小さくなるほど低下している。

11-2. BCPを策定していない理由



BCPを策定していない理由は「ノウハウ・スキルがない」、「人的余裕がない」がそれぞれ約6割と最多。BCP策定率の向上に向けて、東商では、特に中小企業を対象とした支援を引き続き実施し、BCP策定のポイント・ノウハウを提供していく。

12. 強化・拡充を望む行政の防災対策



強化・拡充を望む行政の防災対策は、「インフラの耐震化」が65.9%と第1位。また、第3位に「水害対策」が入り、関心の高まりがうかがえる。[2015年調査16.5%(第6位)⇒2017年調査24.2%(第3位)]
 ・「帰宅困難者対策」は、58.7%と第2位となり、これまでの調査に引き続き、帰宅困難者対策への関心は高いものの、備蓄をはじめ、企業の取り組みは進んでいない実態が明らかとなった。